

福生市社会福祉法人地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第55条の2第8項の規定に基づき、地域公益事業を実施しようとする社会福祉法人（以下「法人」という。）が関係者からの意見聴取を円滑に行えるよう、福生市社会福祉法人地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、法人が社会福祉充実計画に記載する地域公益事業の内容及び事業区域における需要について協議し、法人に対し意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 協議会の委員は、福生市地域福祉推進委員会委員をもって充てることとし、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び協議会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼)

第8条 委員の謝礼の額は、予算の範囲内で別に定めるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。